沖縄地方交通審議会は、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900―8530沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　沖縄総合事務局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

令和７年９月22日

沖縄地方交通審議会会長　上原　義信

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年九月二十二日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

協会加入等に関する規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、定款第２章に定める協会員（協会員であった者及び本協会に加入しようとする者を含む。）の管理に関し、必要な事務手続等を定め、その事務手続を明確にすることにより、本協会の業務の適正な運営の確保に資することを目的とする。

第２章　加入等

（貸金業登録申請に関する支援及び支援依頼書）

第２条　本協会に加入しようとする者は、加入前であっても、貸金業登録（新規・更新）の完了後に協会に加入することを約して別に定める支援依頼書（貸金業者登録申請に関する支援のお願い）を本部又は支部を経由して提出し、受理された場合には、登録申請書類の作成に関する支援及び社内規則の作成に関する支援（社内規則策定ガイドライン（規程記載例）の提供）を受けることができる。

２　本協会に支援依頼書を提出し、本支援制度を利用して貸金業登録（新規・更新）を完了した貸金業者は、速やかに第３条に定める加入申請書を提出するものとする。

（加入に関する手続等）

第３条　本協会に加入しようとする貸金業者は、別に定める加入申請書を作成し、定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）第８条各号に定める書類を添付し本部又は支部を経由して提出しなければならない。

２　本部は、加入申請書及びその添付書類を受理したときは、加入申請者が定款第17条第１項各号の一に該当することの有無を確認し、当該加入申請者の協会加入の可否を理事会に諮らなければならない。

３　本部は、定款第16条第３項の規定により加入が承認されたときは、協会員番号を付与し、定款施行規則第10条に定める額の加入金を請求するものとする。

４　加入申請者は、理事会が加入を承認した日をもって協会に加入したものとする。

５　本部は、第３項の規定により加入申請者に協会員番号を付与し協会員としたときは、その旨を当該協会員及び当該協会員の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄区域に含む支部に通知するものとする。

６　加入申請者が、第３項に定める加入金を協会が指定する期日までに納入しないときは、理事会は加入の承認を取消すことができるものとする。

７　協会員は、加入申請書に記載した事項について変更が生じたときは、別に定める連絡先等届出書（変更）を速やかに提出しなければならない。

（加入申請の取下げ）

第４条　加入申請者は、定款第16条第３項に定める理事会の決議を行おうとする日の前日までであれば、加入の申請を取り下げることができる。

２　加入の申請を取り下げた加入申請者が提出した加入申請書は、原則として返還するものとする。

（加入拒否に関する手続）

第５条　加入申請者が定款第17条第１項各号の一に該当することを理事会が認めたときは、本部は、その旨を当該加入申請者に通知し、１箇月以内の期間を定めて弁明する機会を与えなければならない。

２　本部は、理事会が加入申請者の加入を拒否したときは、その旨を当該加入申請者及び当該加入申請者の主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部に対して、通知するものとする。

３　加入を拒否した加入申請者が提出した加入申請書は、返還しないものとする。

第３章　協会員情報

（協会員情報）

第６条　本部は、第３条に定める加入申請書に記載された事項及び当該協会員の貸金業者登録簿に登録された事項並びに事業報告書及び業務報告書に記載された事項のうち必要な事項（以下「協会員情報」という。）について、電子計算機により管理するものとする。

２　前項に定める協会員情報には、定款第21条に基づく処分を行った場合の、処分の種類、期間、内容その他協会員の管理に関して必要な事項を含むものとする。

３　協会員情報のうち、貸金業者登録簿に登録された事項について変更が生じたときは、定款施行規則第６条各号に定める報告に基づき、支部が修正するものとする。

４　協会員情報のうち、第３条第７項に定める変更については、連絡先等届出書（変更）に基づき、支部が修正するものとする。

５　以下の各号に掲げる届出等に基づく協会員情報の変更については、第３項の規定に準じるものとする。

⑴　貸金業法（昭和58年法律第32号、以下「法」という。）第３条第２項の規定に基づき登録の更新の申請をして法第５条の規定により登録されたとき。

⑵　定款第12条に規定する届出又は報告により協会員情報に変更が生じたことを認めたとき。